

## **[事案 29-174] 契約無効請求**

・平成 29 年 12 月 22 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

自分はだまされて契約したものであることを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 14 年 5 月に契約した定期保険について、契約時、募集人から掛け捨ての契約であることを聞いておらず、だまされて契約したので、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下を理由に、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、解約返戻金の記載のある設計書を使用して説明した。
- (2)募集人は、本契約が掛け捨てに近い商品であることを意識していたため、特に注意して説明を行っていた。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の主張するような募集行為が行われたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。